

伊勢原市通級指導教室まなびの教室の設置等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の小学校の通常の学級に在籍する児童であって、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害が主な障がいである者に対し、その障がいの改善を図り、よりよい発達を促すために伊勢原市通級指導教室まなびの教室（以下「まなびの教室」という。）を設置することについて、必要な事項を定める。

(設置校及び名称等)

第2条 まなびの教室の設置校及び名称は、次のとおりとする。

設置校	名称
桜台小学校（拠点校）	まなびの教室桜台教室
高部屋小学校（巡回校）	まなびの教室高部屋教室
成瀬小学校（巡回校）	まなびの教室成瀬教室
緑台小学校（巡回校）	まなびの教室緑台教室

(指導の対象となる児童)

第3条 まなびの教室において指導の対象とする児童（以下「対象児童」という。）は、本市の小学校の通常の学級に在籍する児童であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害が主な障がいである者
- (2) 在籍する小学校の校長（以下「在籍校長」という。）が通級する必要があると認めた者
- (3) 通級に際し、保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）が送迎できる者。ただし、教育委員会が通級を認めた場合は、この限りでない。
- (4) 指定する日時に通級できる者

(指導の実施等)

第4条 指導は、月曜日から金曜日（当該設置校が休校の日を除く。）の午前8時40分から午後5時までの間において、各学校が定める時間で実施するものとし、拠点校にあっては週5日、巡回校にあっては週1、2日実施するものとする。

2 指導は、対象児童1人につき、1週間当たり合計80分を上限として実施する。

3 指導は、入級の日から2年を期限として実施する。

4 指導は、対象児童の在籍校に設置されているまなびの教室で実施するものとする。ただし、教育委員会が必要と認める場合又は対象児童がまなびの教室が設置されていない小学校に在籍している場合は、拠点校において実施するものとする。

(入級手続)

第5条 まなびの教室に入級を希望する対象児童の保護者は、まなびの教室入級申込書（保護者）（第1号様式）を在籍校長に提出しなければならない。

2 在籍校長は、前項の申込書の提出があったときは、その写しとまなびの教室入級申込書（在籍校）（第1号様式の2）を伊勢原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出するものとする。

- 3 教育委員会は、前項の申込書の提出があったときは、まなびの教室の設置校の校長（以下「設置校長」という。）にまなびの教室入級調査依頼書（第2号様式）を送付するものとする。
- 4 設置校長は、前項の依頼書の提出があったときは、教育相談の日時を設定し、在籍校長及び保護者にその日時を通知するものとする。
- 5 設置校長のうち、巡回校の校長は、前項の教育相談が終了したときは、校内での審議を経た後、教育委員会にまなびの教室入級校内審査結果報告書（第3号様式）を提出するものとする。
- 6 設置校長のうち、拠点校の校長は、第4項の教育相談が終了したときは、伊勢原市通級指導教室推進委員会設置要綱（平成26年4月1日施行）第1条に規定する伊勢原市通級指導教室推進委員会による審査を経た後、教育委員会にまなびの教室入級調査結果報告書（第3号様式の2）を提出するものとする。
- 7 教育委員会は、前2項の規定による報告書の提出があったときは、在籍校長にまなびの教室入級通知書（第4号様式）を送付するものとする。
- 8 設置校長及び在籍校長は、前項の通知書の送付があったときは、保護者にまなびの教室入級決定通知書（第4号様式の2）を送付するものとする。

（指導の終了手続）

- 第6条 設置校長は、まなびの教室に入級している対象児童の指導状況について、伊勢原市通級指導教室推進委員会による審査を経た後、まなびの教室指導状況報告書（第5号様式）を教育委員会に提出するものとする。
- 2 教育委員会は、前項の報告書の提出があったときは、伊勢原市教育支援委員会設置要綱（昭和53年6月28日施行）第1条に規定する伊勢原市教育支援委員会に同報告書を提出して、報告をし、指導が終了した対象児童の在籍校長及び当該対象児童が通級する設置校長にまなびの教室終了通知書（在籍校）（第6号様式）を送付するものとする。
 - 3 在籍校長は、前項の通知書の送付があったときは、保護者にまなびの教室終了通知書（保護者）（第6号様式の2）を送付するものとする。

（その他）

- 第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則（令和8年3月31日教委告示第5号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

まなびの教室入級申込書（保護者用）

年 月 日

伊勢原市立 小学校長 殿

保護者氏名

住 所

電 話

まなびの教室の入級について申し込みします。（ 新規 ・ 継続 ）
入級後、支援シートIと個別教育計画を作成することを同意します。

ふりがな 児 童 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日生
在籍校・学年・組	伊勢原市立 小学校 第 学年 組
担 任 氏 名	教諭
入 級 理 由	

まなびの教室入級申込書（在籍校用）

年 月 日

伊勢原市教育委員会教育長 殿

伊勢原市立 小学校

校 長

印

このことについて、次のとおり提出します。

まなびの教室入級申込書（保護者用）（写し） 通

まなびの教室入級調査依頼書

年 月 日

伊勢原市立 小学校長 殿

伊勢原市教育委員会
教育長

印

次の学校からまなびの教室へ入級申込みがありましたので、入級に関する調査を依頼します。

なお、在籍校に連絡の上、入級調査を行い、その結果を報告してください。

まなびの教室入級申込書（写し）	計	通
小学校		通
小学校		通

第3号様式（第4条関係）

まなびの教室入級校内審査結果報告書

年 月 日

伊勢原市教育委員会教育長 殿

伊勢原市立 小学校

校 長

印

まなびの教室の入級について入級調査を実施し検討した結果を、次のとおり報告します。

児童氏名	学年・組	入級の適否	所見	入級教室名	備考

まなびの教室入級調査結果報告書

年 月 日

伊勢原市教育委員会教育長 殿

伊勢原市立桜台小学校

校 長

印

まなびの教室の入級について入級調査を実施し検討した結果を、次のとおり報告します。

児童氏名	学年・組	入級の適否	所見	入級教室名	備考

第4号様式（第4条関係）

まなびの教室入級通知書

年 月 日

伊勢原市立 小学校長 殿

伊勢原市教育委員会

教育長

印

次のとおり、まなびの教室の入級について、許可します。

学年・組	児童氏名	入級の適否	所 見	入級教室名

第4号様式の2（第4条関係）

まなびの教室入級決定通知書

年 月 日

様

伊勢原市立 小学校

校 長

印

まなびの教室の入級について、次のとおり決定した旨、教育委員会より通知がありましたので、お知らせします。

決 定

入級を認める

入級を認めない

学 年 ・ 組
児 童 氏 名

第 学年 組

入 級 教 室 名

伊勢原市通級指導教室まなびの教室（ 教室）

入級決定年月日

年 月 日

決定理由又は留意事項

まなびの教室指導状況報告書

年 月 日

伊勢原市教育員会教育長 殿

伊勢原市立 小学校

校 長

印

まなびの教室の指導状況を次のとおり報告します。

No	児童氏名	在籍小学校名	学年・組	終了日	次年度指導 の必要性	備考（終了理由等）
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

まなびの教室指導終了通知書

年 月 日

伊勢原市立 小学校長 殿

伊勢原市教育委員会

教育長

印

まなびの教室の指導が、次のとおり終了しましたので、お知らせします。

No	児童氏名	保護者名	学年・組	終了日	通級教室名	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

まなびの教室指導終了通知書

年 月 日

様

伊勢原市立 小学校

校 長

印

まなびの教室の指導が、次のとおり終了しましたのでお知らせします。

児 童 氏 名

学 年 ・ 組

第 学年 組

指 導 終 了 日

年 月 日

指導終了の理由